

各種相談窓口

※市役所、各出張所の場所などについては18ページをご覧ください。

●行政相談

相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
行政相談	市政についての意見・要望	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	市民相談室 (市役所1階)	市民相談室 (TEL 029-232-9109)
暮らしの 行政相談	国の行政に関する意見や 要望を行政相談委員がお 聴きします	第1火曜日	午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	茨城行政監視行政相談センター 相談専用電話 (TEL 0570-090110) 市民相談室 (TEL 029-232-9109)

●暮らしに関する相談

相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
法律相談 (要予約)	日常における法律相談 ※1人20分間。	第1・2・3 水曜日	午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	市民相談室 (TEL 029-232-9109)
行政書士相談	相続関係・会社設立・農 地転用・建設業などの各 種許認可に関する相談	木曜日	午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	茨城県行政書士会水戸支部 (TEL 029-251-3101)
税理士会の無料 税務相談	所得税、相続税、開業に 伴う税などについての相談	火曜日	午前9時～12時	市民相談室 (市役所1階)	税理士会水戸支部 (TEL 029-221-8786) 市民税課 (TEL 029-232-9138)
消費生活相談	契約・多重債務など消費 生活に関する相談、消費 者トラブル心の相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター (TEL 029-226-4194)
心配ごと相談	生活上のあらゆる心配ご とや悩みごとの相談 ※電話相談はできません。	木曜日	午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで)	市福祉ボランティア会館 (赤塚1-1 (ミオス2階)、 MAP 11図 C-3)	市社会福祉協議会 (TEL 029-309-5001)
自立相談	日常生活や経済的な困り ごとの相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	自立相談支援室 (市役所2階)	自立相談支援室 (TEL 029-291-3941)
年金相談	国民年金制度のしくみ、 加入や保険料免除、給付 についての相談 ※給付についての相談は 時間に余裕をもって来 てください。	月～金曜日	午前8時30分～午後5時 15分	国保年金課 (市役所1階)	国保年金課 (TEL 029-232-9529)
		火曜日	午前8時30分～午後4時 30分	赤塚出張所	
		第2木曜日	午前10時～午後3時30分	常澄出張所	
		第3木曜日		内原出張所	
総合労働相談 (要予約)	労働条件に関する問題に ついての相談	第4火曜日	午後1時30分～4時30分	市民相談室 (市役所1階)	茨城県社会保険労務士会 (TEL 029-350-4864)

行政書士 エリアマップ12図 A-1

各種申請・手続き承ります

行政書士法人水戸総合事務所

◆相続遺言◆資源循環関連許可◆建設業他営業許可
◆外国人在留 ◆福祉・介護施設

■水戸市大工町1-3-11
水戸東陽ビル(大工町交番となり)
■TEL:029-251-3101
■URL:http://mitosogo.com





● 人権に関する相談

相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
特設無料人権相談	いじめ、差別問題、扶養・相続などの家庭内の問題、金銭貸借、近隣のもめごとなど、暮らしの中で起こる心配事や人権問題を解決するための相談	年間8回開催予定 日程については、 お問合せください	午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)	市役所5階 502会議室	福祉総務課 (TEL 029-232-9169) 水戸人権擁護委員協議会 (TEL 029-227-9919)
女性相談	女性が抱えるさまざまな悩みに関する相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども課 (市役所1階)	子ども課 (TEL 029-232-9111)
DV相談	配偶者や交際相手などからの暴力 (DV) に関する相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	配偶者暴力相談支援センター (市役所1階子ども課内)	子ども課 (TEL 029-232-9111)
男女平等参画を阻害する相談	男女平等参画を阻害する問題の相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	男女平等参画課 (五軒町1-2-12 ひと文化交流プラザ5階、MAP 12図 C-2)	相談専用電話 (TEL 029-233-7830) 男女平等参画課 (TEL 029-226-3161)
性的マイノリティに関する電話相談	性的自認 (心の性) や性的指向 (好きになる性)、心と身体の性別の不一致に関する相談	第2水曜日	午後6時～8時	—	相談専用電話 (TEL 029-233-7830) 男女平等参画課 (TEL 029-226-3161)
性的マイノリティに関するメール相談		随時 (返信には3日～1週間程度かかります)			男女平等参画課 (TEL 029-226-3161) ※メールは、下記の二次元コードからいばらき電子申請・届出サービスにアクセスし、送信してください。 

各種相談窓口

● 子どもに関する相談

相談の名称	内容	期日	時間	場所	問合せ
家庭児童相談	子どもの養育などの相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども課 (市役所1階)	子ども課 (TEL 029-232-9111)
青少年相談	青少年の悩みに関する相談、いじめ、非行などに関する相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合教育研究所 (笠原町978-5、MAP 14図 B-3)	青少年相談電話 (TEL 029-244-1347)
教育相談	小・中学生の不登校、集団不応、友人関係など、教育上の諸問題についての相談	月～金曜日 土曜日	午前9時～午後8時 午前9時～午後5時		教育相談室 (TEL 029-244-6730)

● 乳幼児に関する相談

87・88ページに別掲

● 高齢者に関する相談

93ページに別掲

● 障害者に関する相談

99ページに別掲

● 健康に関する相談

102ページに別掲